

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（279））
2. 日時：平成29年8月10日 14時00分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川係長、小林（貴）安全審査官、角谷安全審査官

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

堀田統括技術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他  
11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）について、これまでのヒアリングでの指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【格納容器過圧・過温破損】

- 大破断LOCA<sup>1</sup>を上回る規模のLOCA（Excessive LOCA）において、原子炉圧力容器が破損するまでにペDESTALの水位を1メートルに維持可能であることを整理して提示すること。

### 【高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱】

- ペDESTALへの間欠注水の間隔を広げるために注水流量を減らす方針であることについて、その考え方（変更後の注水流量の設定方法を含む）を整理して提示すること。
- Cs-137放出量評価について、原子炉格納容器からの放射性物質の漏えい率の推移

---

<sup>1</sup> LOCA：原子炉冷却材喪失事故

を提示すること。

- 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能維持に係る評価について、評価温度条件の設定の考え方を整理して提示すること。また、温度評価を行う部位の選定にあたり、逃がし弁（SRV）本体部の温度上昇による影響について、その考え方を整理して提示すること。

#### 【溶融炉心・コンクリート相互作用】

- 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）における、「コリウムシールドには多少の浸食が生じる可能性はあるものの」という記載について、設置許可基準規則第37条の解釈に示されている「溶融炉心による浸食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと」への適合性を含めて検討し、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価